

令和7年度第3回 宮城県男女共同参画審議会 会議録

日時：令和7年10月23日（木）

午前10時から正午まで

場所：宮城県行政庁舎 11階 第二会議室

出席委員

水野 紀子 会長	戸野塚 厚子 副会長	加藤 明子 委員	笹崎 直也 委員
佐藤 喜根子 委員	佐藤 英樹 委員	畠山 明 委員	宮腰 紀子 委員
門間 尚子 委員	山田 周伸 委員		

1 開 会

【司会：共同参画社会推進課 菊地総括課長補佐】

定刻になりましたので、只今より、令和7年度第3回宮城県男女共同参画審議会を開会いたします。

2 開会挨拶

【司会】

開会にあたりまして、宮城県 環境生活部長の末永よりごあいさつを申し上げます。

【末永部長】

本日は、お忙しい中、本審議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。また、委員の皆様には、日頃から本県の男女共同参画の推進につきまして、格別の御支援と御協力をいただいておりますことに、この場をお借りして感謝申し上げます。

前回7月の審議会で御審議をいただきました「令和7年度宮城県における男女共同参画の現状及び施策に関する年次報告」につきましては、8月14日に知事を本部長とし、副知事、各部局長で構成する男女共同参画施策推進本部会議において、その内容を決定いたしました。その後、条例に基づき、今月2日に閉会した9月定例県議会に年次報告を正式に報告することができました。委員の皆様には、改めて、お礼を申し上げます。

本日は、今年度の第3回目の審議会となりまして、第5次計画の中間案について御審議をいただくことになります。前回7月の審議会では素案について御審議いただきました。その際、「男性の育児休業について期間の指標が必要ではないか」といった御意見、あるいは「労働市場からの若年女性の県外流出を強調すべき」などといった御意見を賜りました。また、国では次期計画が示されましたので、こういった御意見や国の計画につきまして、今回の中間案に反映をさせていただきました。その内容について御説明をさせていただきたいと思います。

また、この中間案は、来週27日に開催される県議会環境福祉委員会の集中審議に諮るほ

か、今後、パブリックコメントを実施し、広く県民の皆様から御意見を頂戴したいと考えております。

本計画の策定は、社会全体で男女共同参画の取組を進める上で、基本となるものであります。委員の皆様の忌憚のない御意見を頂戴できればと思いますので、本日も、どうぞよろしくお願ひいたします。

3 定足数報告

【司会】

本日の審議会は、12名中10名の委員の方の御出席をいただいておりますので、宮城県男女共同参画推進条例第20条第2項の規定による定足数（半数以上）を満たし、成立しておりますことを御報告いたします。

4 議事

【司会】

それでは議事に入りたいと思います。進行につきましては、男女共同参画推進条例第20条第1項の規定によりまして、水野会長に議長をお願いいたします。

【水野会長】

それでは規定に従いまして、本日も議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは早速ですが、議題1の宮城県男女共同参画基本計画（第5次）中間案について、今日審議し、その後パブリックコメントに進むことになります。事務局から御説明いただきたい、またお気づきのところを御審議いただきたいと思います。

【事務局：大沼専門監】

宮城県男女共同参画基本計画（第5次）中間案について御説明いたします。
資料1は中間案本文、資料2は第4次計画と第5次計画の指標の対照表、資料3は施策ごとの事業を整理した表、資料4は中間案の概要、参考資料は国の第5次計画と第6次計画の素案を比較した資料となっております。

始めに、国の第6次基本計画の素案について、簡単にご説明いたします。参考資料をご覧ください。こちらは、国の現行の第5次計画と、現在策定中の第6次計画の現段階における体系の比較となります。国の計画については、現在素案の段階で、意見募集を終了したところであるので、今後も変更になる部分は出てくる場合があり、確定ではないことをご了承願います。この比較表を見ていただくと、現計画では第2分野であった雇用の分野が第1分野に上がっていること、加えて、第3分野に「女性の所得向上と経済的自立の実現」という「賃金格差」等の課題について重点を置く新しい分野を作っていることから、国が職場における

女性活躍について、重点を置いていることがわかります。この他にも「well-being」「テクノロジー」等の言葉から、今回の計画で重点を置いている項目が見て取れるかと思います。また、現計画の第5分野「女性に対するあらゆる暴力」が、第6次計画では、「ジェンダーに基づくあらゆる暴力」となっており、女性に限定せず、対象を広げています。

この国の方針と、前回の審議会でいただいたご意見を踏まえて推敲したものを、8月初旬に委員の皆様にメールで送付し、ご意見をいただきました。さらに、メールでご意見をいただいたものを反映させ、かつ、他の部署や事務局の中でも確認と整理を行ったものを、中間案として議会に提出しております。今回の審議会では、素案から変更した主な部分について、ご説明いたします。

それでは、資料1の中間案の「目次」をご覧ください。國の方針に倣い、「第3章 男女共同参画の推進に関する施策」の構成において、第4分野であった「職場」の分野を第2分野に変更しております。

続きまして、「第1章 基本的な考え方」2ページの図をご覧ください。男女共同参画基本計画と関連する他の部署の基本計画ですが、右側の保健福祉部の「みやぎこども幸福計画」だけでなく、「困難な問題を抱える女性及びDV被害者等への支援並びにDV防止に関する基本計画」を加えております。また、左側の経済商工観光部の計画は、「宮城県中小企業・小規模事業者振興基本計画」に変更しております。こちらについては、各部署に確認をし、より関連性の高い計画に変更しました。

4ページの「7 計画の体系」をご覧ください。「1 社会全体」の施策の方向（4）ですが、国に倣い、「女性に対する」を削除しております。また、「2 様々な働く場」の施策の方向（3）に、これも国に倣い「柔軟な」の文言を挿入しております。「6 防災・復興」の施策の方向「(3) 地域における防災・復興の担い手としての女性の力の活用」ですが、こちらの項目にぶら下がっていた事業が、来年度から國の復興の交付金がなくなることにより、実施しないことから、こちらの項目を削除しております。その上の（1）と（2）の項目も、文言を整理しました。

「第2章 県の現状」5ページをご覧ください。図1に令和6年の数値を入れています。また、平成は5年ごとの数値、令和は1年ごとの数値に整理し、グラフを作成しております。

6ページをご覧ください。「労働市場からも若年女性がいなくなっていることを強調したほうがよい」というご指摘を受け、3段落目の文章を挿入しております。

8ページをご覧ください。表1ですが、こちらの令和6年の数値については、まだ公表されておらず、最終案には挿入し、完成させる予定です。

12ページをご覧ください。「6 東日本大震災からの復興と再生」ですが、先ほどお話をした防災・復興分野の施策の方向の（3）を削除した関係で、3段落目の現状についての記述を削除しております。

「第3章 男女共同参画の推進に関する施策」15ページをご覧ください。「現状及び課

題」の（4）や中段の「基本目標」のところで、「男性や若い世代」を強調しない表現に変えてています。

16ページをご覧ください。（1）の下段に「施策の項目」の表がありますが、関連する計画を明らかにするために、該当するものがある場合は、すべての表に、関連計画の名称を挿入しております。

17ページをご覧ください。（4）の3行目ですが、暴力に対しての対象を女性に限らず、広げたことで、「男性、性的マイノリティ、高齢者、障害者、外国人等への被害も深刻化している」という表現に変えてています。

19ページをご覧ください。（2）の記述で、ワーク・ライフ・バランスについて、農林水産業についても記述し、（3）にあった中小企業についての記述は、重複を避けるため削除しています。加えて、（3）の最初の部分について、「わかりやすい表記を」と、ご指摘をいただいたことから、「長引く物価高騰や非正規雇用における賃金の低さなどにより」と表現を変えております。

24ページをご覧ください。「（4）人生100年時代に向けた心と体の健康づくりへの支援」ですが、「産後うつ」等「産褥期」のケアが大切であるとのご指摘を受け、「産褥期」等の文言を挿入しております。

25ページをご覧ください。「4 学校教育における男女共同参画の実現」の「現状及び課題」（1）の部分で、「女性管理職登用推進」についての必要性について、再度文言を整理しております。また、（3）について、一つの文の中に、「適切」という言葉が2回入っていましたので、「将来の健康を考えて健康管理ができるよう」という表現に変えております。

30ページをご覧ください。先ほどお話した防災・復興分野の施策の方向（3）を削除したことから、【現状及び課題】の（3）と、一番下の施策の方向（3）を削除しております。

最後に、32ページ「指標」についてです。詳しくは、資料2も参考にしながらご覧ください。「様々な働く場」の分野を2番目に上げたことに伴い、指標の順番を新しい分野の順番に変更しております。

また、検討中であった「県の管理職に占める女性の割合」は15%、宮城県職員の「男性の育児休業取得率」は100%、そして、新しい指標として、宮城県職員の「男性の育児休業取得者のうち4週間以上の取得率」を85%に設定しております。なお、「男性にとっての男女共同参画セミナー参加者」の指標ですが、今年度で、500人の目標を達成していること、また、人数で効果は測りきれないということで、削除しております。

そのほかに、出典の計画を記載し、備考欄には、どこの組織で管轄しているのかを明記しました。

33ページの参考指標も同様に新しい分野の順番に変更しております。

以上が基本計画に盛り込む内容です。計画策定後は新計画に基づき、県の事業を実施してまいります。資料3をご覧ください。こちらは、現段階で想定される施策項目ごとの事業を記載しております。今後、新規追加や増減・組み替えが起こる可能性はありますが、全庁的

に事業に取り組み、この審議会にて毎年実施状況を報告してまいります。

最後に資料4「中間案の概要」をご覧ください。

「第1章 基本的な考え方」「第2章 県の現状」「第3章 男女共同参画の推進に関する施策」「第4章 推進体制」と簡単に示しております。裏面の「第3章 男女共同参画の推進に関する施策」の下線部については、今回見直した主な変更点となっております。

説明は以上でございます。

【水野会長】

たくさんのご意見をいただきて、ここまで練り上げていただいておりますが、それでもまだお気づきの点があるかと思います。いつもこの審議会では、それぞれのご専門の観点からたくさんのご意見をいただけておりますので、今日もきっとご指摘があるだろうと思われます。まず今の説明にご質問はありますでしょうか。よろしければ、ご意見やお気づきになつたこともどうぞ。

【水野会長】

それでは、お考えいただく時間に私から。19ページの(3)で、「長引く物価高騰や非正規雇用における賃金の低さなどにより、「ひとり親家庭」の貧困の問題が顕在化・深刻化しており、「ひとり親家庭」の自立に向けた支援が必要です。」と書いてあります。これは間違いないのですが、私の専門領域で言いますと、日本では離婚後の離婚給付が家族法的に非常に貧弱であることが一つの要因です。

西欧諸国はもっとたくさんの離婚給付、実質的には離婚後の扶養を含んだ金額で、特に専業主婦の場合には夫が全財産をはたいても妻への借金が残るほど多くの金額を払うことになり、離婚後もアリモニーとして扶養し続ける国もあります。日本は元々実家に帰って実家の親が面倒を見るという発想で法律を作ってしまったものですから、財産分与というのは2人で稼いだものを半々にするという解釈になっていて、それ以上に月収が高い夫と、パートで働いてやっと僅か稼げる妻であっても、現存財産を分けておしまいということになってしまうのが問題です。

皆さんもご存知でしょうが、令和6年の民法改正で、離婚後の子どもの育て方について共同親権が立法化され、離婚後ももっと社会が関与する方向になりました。単独親権で「ようやく暴力的な夫から離れて平和に暮らしているのに、共同親権を認めるなんて」という悲鳴も聞こえてきますが、一方では「子どもを奪われたままで、自分のところで育てたいのに」、あるいは「ちゃんと面会をしたいのに、それも叶わない」というような声もあります。ともかく、国や社会が離婚後についても対応しなければいけないというのが、今度の民法改正です。

その時、養育費の取り立てについても、最低の扶養料を決めたり、取り立てしやすくするような法改正も入れました。そして財産分与規定にも少し手を入れています。

30 年ぐらい前の昔、法制審議会が婚姻法改正要綱を作ったのですが、この要綱は、夫婦別姓を提案するとともに婚姻法のあれこれに手を入れ、財産分与でも主婦婚だった場合にもう少しあなた取れるようにしようという財産分与の規定の文言の改正をしました。その婚姻法改正要綱は、夫婦別姓への反対と絡んで提案段階では廃案になってしまいましたが、その後、最高裁が違憲判決を出した非嫡出子の相続分平等化など、改正提案のいくつかは実現したところです。

今度の民法改正で、その 30 年前の婚姻法改正要綱が考えた財産分与の規定改正が入りました。考慮要素を増やした抽象的な規定ですが、機械的な 2 分の 1 というよりもたくさん取れることにはなるようです。このように家族法の領域でも、ひとり親家庭の貧困について、社会の責任というよりも、別れた父親にもう少し責任を取らせようという方向にシフトする民法改正がありましたので、そういうことについて周知をするような表現を入れる可能性はあるかもしれません。

離婚後共同親権などについても、まだ施行されてはいませんが、もう法改正は通っており、共同親権についてたくさんの相談が来るだろうと、法務省では家庭裁判所の体制準備をしたりしているようです。

【水野会長】

というような話をしている間に、お気づきの点がありましたか。

【畠山委員】

質問というより教えていただきたいなと思ったのですが、24 ページの「(4) 人生 100 年時代に向けた心と体の健康づくりへの支援」のところです。

次の世代に対する期待や、教育についてどういう施策があるのか等個人的な興味もありますが、中室牧子さんの『「学力」の経済学』という著書の中で、健康作り、病気にならないための教育に対する施策の投資効果が非常に高いという話がありました。個人的にもこういうことを知りたいですし、皆さんに知らせていただけると嬉しいなと思いました。「教育及び相談体制を充実」と書いてありますが、どういったものがさらに充実させられるのか、ご教示いただければと思います。

【水野会長】

事務局から何かご説明いただけますか。

【事務局】

資料 3 「宮城県男女共同参画基本計画（第 5 次）の施策ごとの事業構成」の 2 枚目中段のところに「(4) 人生 100 年時代に向けた心と体の健康づくりへの支援」の記載があり、こちらに今お話しいただいた部分それぞれの取組、施策ごとの具体的な事業がございます。

こちらには保健福祉部の事業や教育庁の事業などがぶら下がっておりまして、我々の計画でも位置づけはするのですが、元となる計画を今回整理し、それぞれの計画の中でもこういった取組もきちんとやっていくという位置づけになっています。今こちらに書いてあるような中身をしっかり県としても取り組んでいくという方向性で、今考えているところでございます。

【佐藤（喜）委員】

ちょうど今、健康と教育という話がありましたので、追加でお話をさせていただきます。女性の健康による経済的損失というのは、一生のうちで3.4兆円だと経産省が発表しております。それを年代ごとに支援することによって、その損失をいかに防いでいくかというようなことで、今、2020年代になってからFemaleとTechnologyの造語である「フェムテック」が全国的に展開していく状況、まだ現在進行形の走りの段階だと思います。

2020年に男性の国会議員も含めた「フェムテック振興議員連盟」が発足するなど、振興するような働きかけも積極的になっております。単に物だけではなく、医療システムも変えていくような取組、例えば、遠隔地から妊婦の胎児心音を送信して判断するとか、そういった医療過疎になっている部分の解消というところも視野に含まれています。

特に宮城県は、合計特殊出生率が東京に次いで低いということで騒がれておりますが、これは分母となる若い女性たちがたくさんいるという現れでもあります。宮城県は仙台市が学都で女子大生がたくさんおられるので、合計特殊出生率が低いというのはむしろ、若者たちがたくさんいる町という観点から考えれば、逆にその若者たちが大学や専門学校を卒業した後に、いかに県内に定着していただくかというところに結びついていくと思います。

そうなった時、やはり、なかなか産む場所がないという話をよく耳にしますので、といったフェムテックの技術等を率先して取り入れることによって、新しい問題解決策を取り上げていただけたら良いと思います。

今年から仙台にフェムケアの専門店も設置されておりますし、若者たちの健康教育と健康支援をもう少し積極的に考えていけば、自然と教育的な見地が出てくるのかなと考えております。

やはり、まだ性教育に対する歯止めというものがなかなか取り除けないらしく、義務教育の中に入れるのは難しいことだと思います。けれども、もうそんなことを言っていられる時期ではないですし、人権問題として、包括的な教育として考えていけば、全世代にわたって色々な効果を上げてくるのではないかと思いますので、大変期待したいところです。ぜひ県として取り上げてほしいと思います。

【水野会長】

貴重なご指摘だと思います。本当に妊娠、出産というのはものすごく大変なことです。

私も学術会議で代理懐胎などの議論をした時に、生物学者の先生やお医者様の先生たちが口を揃えて、「今の日本の妊娠出産期の医療は非常に手厚く高度になっているけれども、どんなに高度な医療のもとでも、一定の割合で妊婦は死ぬのです」と言われたのが忘れられません。それだけの重みがあります。

宮城県にいれば安心して産めるということが確保されると、全然違ってくるだろうと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局】

保健福祉部等と意見を共有して参りたいと思います。ありがとうございます。

【笹崎委員】

色々と修正していただきましてありがとうございます。資料4「宮城県男女共同参画基本計画（第5次）中間案の概要」をお配りいただきましたが、この資料の位置づけや使い方についてです。1点目として、これからパブリックコメントを実施するときにも、この概要を参考として添付するのかということ。2点目として、来年3月に計画が策定された後、ホームページなどで掲載告知すると思いますが、その時にもこの計画概要を同じような形で作成されるのかということ、質問させてください。

【事務局】

まず、資料を作成した目的としては、議会に説明する際に、なかなか本文を一つ一つ説明するのは難しいことから、こういった概要版で説明をさせていただくということです。実は、9月議会中の常任委員会で一度この資料でご報告をさせていただきましたが、その場では報告のみとなっておりました。ですので、冒頭で部長からもお話ししました来週の集中審議の中で、この概要と本文を使い、ご説明をさせていただくことになります。

また、パブリックコメントにつきましても、こちらの資料を添付させていただきます。今後議論いただき最終案をまとめていく形になりますが、最終案をまとめる過程におきましても、こういった概要版の資料を使いながら、ポイントをご説明できるようにしていきたいと考えております。

【笹崎委員】

ありがとうございます。この計画は30ページ以上あり、一般の県民の方が読み込むのはなかなか難しいと思いますので、こういった概要版があるといいかなと思いました。

その上で一つ、できるかどうかも含めての意見なのですが、第3章「男女共同参画の推進に関する施策」の「男女共同参画の推進に関する施策の方向」について、項目が列記されていますが、なかなかこれを一つ一つ見ても具体的に何をするのかが分かりません。できればもう1枚ぐらいページを追加して、主な施策、目玉となる重点施策を、全部でなくていい

ので、具体的に「この項目についてはこういうことをやるんですよ」というのを、例えばセミナーをやるのであればセミナーの様子など写真を参考でつけると、「あ、なんとなくこういうことをやるんだね」ということが分かっていいかと思いました。

ただ、これはあくまで計画なので、具体的な施策とは次元が違うということと、施策は年度によってやらなくなることもあるため、どうかとも思いました。来年3月になると令和8年度の計画は固まっていると思いますので、令和8年度実施予定施策といった形で載せられるのかどうか。そういうこともできるのかも含めてご検討いただければと思いました。以上でございます。

【事務局】

ありがとうございます。来年度、これを元に県民の皆様にもお配りできるようなリーフレットを作成する予定でおりますので、その中にもっと分かりやすく、今ご指摘いただいたことを入れられるかどうかを検討させていただきたいと思います。

【水野会長】

ありがとうございます。立法の時もポンチ絵のような解説を必ず作らざるを得ないということがあります。他にいかがでしょうか。

【門間委員】

教えていただきたいことがございまして、19ページ目の参考指標「宮城県内のハローワークへ新規求職者申込をした女性の就職率」なのですが、年々指標が下がってきてています。それは何か宮城独特の特徴があるのか、というのがまず一つ目でございます。

【事務局】

私たちも具体的な傾向は掴んでいなかったのですが、推察するに、今はハローワークよりも民間のアプリなどを利用される方が多くなっていることが影響しているのではないかと思います。大学生がそうですので、世の中全体がそちらの方向に動いているのではないかと推察しておりました。ハローワークさんに正確な情報を確認し、後日皆様に共有させていただきたいと思います。

【門間委員】

ありがとうございます。全国的に見ても、やはりオンラインを使っての求職活動が進んでいるということですが、例えば若年女性ですかひとり親ですか、困難を抱える方たちにとって、そういうオンラインでの就職・求職活動はなかなか難しい状況がまだまだ続いております。そういう視点で見ると、なぜ減っているのか疑問になってしまい、ご質問させていただきました。

それと、先ほど水野先生からもお話があったのですが、19 ページ目の（3）のところで、ひとり親家庭の貧困問題があります。自立に向けた支援につきまして、もう 1 行程度追記していただけないかというのがございました。

制度は非常に大きく変わります。それに対して自治体もまだ追いついていない状況ですし、当の裁判所も大変な状況でございます。宮城県さんがリードしてくださることで、各自治体の相談員や窓口担当の方に、そういった制度の説明が行き届くことができましたら、宮城県域としては非常にありがたいことではないかと思っております。

資料にもございましたが、宮城県でひとり親家庭が非常に増えております。エリアごとの違いが大きく、東日本大震災の影響がまだ続いているのではないかと思われますが、沿岸部でのひとり親家庭が非常に多いです。そして、それに伴わない、ひとり親になっている若年女性の方が沿岸部で非常に多いということを、学校の先生方からもよく聞きます。

こういったこともありますので、宮城県では、特に沿岸部の自治体さんがひとり親支援の制度を熟知しているということが非常に重要になるのではないかと思っております。そういった部分が就労や、補助金・助成金といった支援にも影響が出てくるのではないかと思っております。

ひとり親家庭の方への情報提供というのも、若年女性への情報提供が記載されているところがありましたが、同様に力を入れていただきたいところの一つでございます。新しい制度だけではなく、これまでの現行制度に関しても、ひとり親家庭の方に情報が行き届いていないために、それを使うことができなかったとか、こういう制度があったら使っていたのにということを未だによく聞きます。ぜひ宮城県さんのリードで、各自治体さんに力を貸していただけたらと思っております。よろしくお願ひいたします。

【事務局】

ありがとうございます。ひとり親家庭について、資料 3「宮城県男女共同参画基本計画（第 5 次）の施策ごとの事業構成」の中では、保健福祉部で No. 56 「母子・父子福祉センター管理運営事業/ひとり親家庭等自立促進対策事業/ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」といった事業はやっているので、書き込めるようにしたいと思います。

【水野会長】

重要なご指摘が色々出ておりますが、他に、いかがでしょうか。よろしいですか。
(特になし)

またお帰りになってお気づきでしたら、どうぞ事務局の方によろしくお願ひいたします。

【水野会長】

次に議事「(2) その他」でございますが、事務局から何かござりますか。

(特になし)

では、これで議事を終了いたします。ご協力どうもありがとうございました。議事進行を事務局にお返しいたします。

5 閉会

【司会】

水野会長、どうもありがとうございました。

それでは、最後に事務局から今後のスケジュールについてご連絡をいたします。次第の下の表をご覧いただきたいと思います。先ほども何度も何度かお話ししましたが、10月27日、来週の月曜日に、県議会の環境福祉委員会で本計画の中間案についてご審議をいただく予定でございます。

また、本日いただいたご意見を踏まえまして、10月下旬からパブリックコメントを実施いたします。

12月の第4回審議会では、最終案の審議と答申を行いまして、その後、県議会2月定例会へ議案を提出し、議会の議決を経て、3月に計画決定となる予定でございます。

次回の審議会は12月23日(火)、午前10時からの開催予定でございますので、詳細が決まりましたら改めてご連絡をしたいと思います。

以上もちまして、令和7年度第3回宮城県男女共同参画審議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。